

## 市川市Webアンケート実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、行政ニーズを的確に把握し、行政運営に迅速に反映させることを目的に実施する市川市Webアンケート調査（以下「アンケート」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「アンケート」とは、市川市市民等の市政への参加の推進等に関する要綱（平成18年10月20日施行。以下「要綱」という。）第5条に規定する事項に該当し、又は関係し、かつ、要綱第2条第1号に規定する市民参加の補助的な方法として、インターネット上で公開するアンケートをいう。

### (アンケートの実施及び回答)

第3条 アンケートは、市内に在住し、在勤し、又は在学し、インターネットを利用して回答することができる者を対象とする。ただし、アンケートの内容によっては市内に在勤し、又は在学していない市外在住者も対象に含めることができるものとする。

- 2 アンケートの回答は1人1回のみ行うことができ、2回以上回答を行った場合、1回目の回答のみ有効とし、2回目以降の回答は無効とする。
- 3 1回のアンケートの実施期間は、原則10日間程度とする。

### (謝礼等)

第4条 市は、予算の範囲内でアンケートの回答者に対し、謝礼を支給することができる。

- 2 前項に定める謝礼の種類、提供方法及び提供期間は、市が定めるものとする。
- 3 謝礼の支給に必要な情報を正しく入力されていない等の理由により、謝礼が回答者に支給されなかったときは、当該謝礼は支給しない。この場合において、支給されなかった謝礼を他の回答者に割り当てることはしないものとする。

### (回答内容の著作権)

第5条 アンケートで回答した内容の著作権は、全て市に帰属するものとし、市はその回答内容を自由に抽出し、編集し、及び回答者の承諾なしに個人情報を除き公開することができるものとする。

### (免責)

第6条 アンケートを回答したことにより回答者が何らかの損害を受けた場合、システムトラブル等によりアンケートを受け付けられなかった場合及びデータの消失その他の不具合が発生した場合は、市は一切責任を負わないものとする。

(費用の負担)

第7条 アンケートを回答する際に要するインターネットの通信料については、回答者の負担とする。

(個人情報の利用目的)

第8条 回答者の個人情報は、次に掲げる目的のために利用するものとする。

- (1) 希望者にアンケートの実施及び市政に関する情報を案内すること。
- (2) 市政運営の施策への反映及び企画向上のための集計、分析等に用いること。
- (3) 第4条の謝礼に関すること。

(内容の変更、停止又は廃止)

第9条 市は、予告なしに本制度の内容の一部若しくは全部を変更し、又は本制度の一部若しくは全部を停止し、若しくは廃止することができる。

2 市は、本制度の変更、停止又は廃止を行った場合は、その内容を市のホームページ上に掲示するものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月10日から施行する。